

◆利用証の交付対象者・有効期限（令和7年4月1日以降）

身体障がいのある方で歩行困難な方（身体障害者手帳の区分・等級が下記に該当する

視覚障害		4 級以上	
聴覚	聴覚障害	該当なし	
	平衡機能障害	5 級以上	
音声言語機能障害		該当なし	
肢体不自由	上肢	2 級以上	
	下肢	6 級以上	
	体幹	5 級以上	
	脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
		移動機能	6 級以上
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸、肝臓障害	心臓機能障害	4 級以上
腎臓機能障害		4 級以上	
呼吸器機能障害		4 級以上	
膀胱または直腸機能障害		4 級以上	
小腸機能障害		4 級以上	
肝臓機能障害		4 級以上	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4 級以上	

【有効期限：5年】

知的障がいのある方で歩行困難な方（療育手帳の障害程度：A）
精神障がいのある方で歩行困難な方（精神障害者保健福祉手帳の障害程度：1級）
高齢の方で歩行困難な方（介護保険の要介護状態区分：要介護1以上）
難病の方で歩行困難な方（特定疾患医療受給者証等をお持ちの方）

【有効期限：5年】

けがをしている方で歩行困難な方（診断書等が必要です）

【有効期限：1年未満で、車いす・杖等の使用期間】

妊産婦の方（出産後は、乳幼児を同伴する場合があります）

【有効期限：母子手帳取得時から産後1年（多胎児の場合は産後3年）】